

馬昂と陳汝言

——明代天順期の二人の兵部尚書をめぐって——

Maang and Chenryuan: A Study on the Bingbushangshu
in the Tianshun Period in the Ming Period

川 越 泰 博

要 旨

一帝一紀元制が創行された明代において、景泰という年号を挟んで、正統と天順という二つの年号をもつ皇帝がいる。英宗である。かれは、捕囚・讓位・幽閉・復位とめまぐるしく翻弄されるといふ数奇な運命をたどった。英宗の復辟と同時に新年号に決定した天順は、武力等道に背いた方法で天下を取ったとしても、天下を取ってからは道理に順って守るといふ意味を込め選用されたが、その八年間は奪門の変の功労者たちとその反勢力との対立抗争、その結果としての奪門勢力の没落や政治的諸勢力の暗闘が続いた。このような相対的不安定が覆った天順期に兵部尚書に相前後して任用され、その重責を担ったのが馬昂と陳汝言である。

本稿は、ともに知名度が低く、人物事典にその名を見いだすことが難しい、この二人を取り上げ、かれらの行蔵（出処進退）の考察を通して天順政治裏面史の一斑を少しく素描した。

キーワード

馬昂、陳汝言、石亨、曹吉祥、奪門の変

はじめに

明代中期に漕運の総督や倭寇対策等において活躍した鄭曉が在任中にのぼした上奏文は、あらかじめ『端簡公文集』(端簡は隆慶帝が賜与した諡)に収録されているが、随筆雑著の類は『今言』に収録されている。その『今言』巻一に、紀元に号有るは、漢の武帝に始まり、今に至るまで数百年、正統分裂して、僭逆凡そ幾ばく紀元あるかを知らず。一帝一紀元は、実は洪武より始まる。

と述べており、明の太宗のことを永楽帝とか、神宗のことを万曆帝、清の高宗のことを乾隆帝という呼称法は、明の洪武帝に始まるのであった。

たしかに、明清時代の各年号は、洪武帝以後、この「一帝一紀元」方式によって、選用されてきた。したがって、年号は当該皇帝の治世の全存在を物語る指標となり、洪武以前と以後とでは、同じ年号といっても、その存在感の重さはおおいに異なるのである。

ところが、明の英宗は、例外的に二つの年号をもち、正統帝であると同時に天順帝でもあった。

それは、英宗の数奇な生涯に関わる。英宗みずから大軍を率いて親征し、土木堡（現在の河北省懷来県西北）において、エセン（也先）の率いるモンゴル軍に敗れて捕虜となったのは、正統十四年（二四四九）八月十五日のことであった。これを土木の変というが、中華王朝の皇帝が、異民族の捕虜となることは、中国皇帝史上、稀に見る出来事であった。英宗は、まる一年間、モンゴルにおいて捕囚のときを過ごし、翌年帰国したが、すぐさま南宮に軟禁されてしまった。しかしながら、その後起きた奪門の変を経て、奇跡的にもう一度皇帝の座にいたので、景泰という年号を挟んで、正統（一四三六―一四四九）と天順（一四五七―一四六四）という二つの年号をもつことになったのである。三十七年という決して長くはないその生涯において、英宗は、捕囚・讓位・幽閉・復位とめまぐるしく翻弄されるといふ数奇な運命をたどったのであった。この正統・景泰・天順という年号の変転は、まさしくそのような英宗の数奇なる運命そのものの体現であったといえよう。

英宗の復辟と同時に新年号に決定した「天順」は、奪門の変と称される武力行使を経て復辟したという政治状況と無関係のことではなかった。奪門の変の功労者たちにとって、英宗の復位は、「天命に順行」した行動という名分が必要であった。少なくとも、殷の湯王や周の武王のように、武力など道に背いた方法で天下を取ったとしても、天下を取ってからは道理に順って守るという、いわゆる「逆取順守」¹であることを印象づける意匠として、「天順」という年号が選用されたと考えられる。

しかしながら、天順の八年間は、天維（天下の綱紀）は順適には運行されなかった。英宗復辟以後、政治的諸勢力の暗闘が続いた。天順政治史を大掴みにいえば、奪門の変の功労者たちとその反勢力との対立抗争、ならびに奪

門勢力の没落がその特徴の一つに挙げられる。そのような相対的不安定が覆った復辟皇帝の御世であったからこそ、平時には起こりえないような事柄が様々に生じた。四牌楼殺賊事件（曹欽の乱）を中心とする天順五年（一四六一）の首都騒乱もその一つであり、天順政治を揺るがした。

本稿は、奪門の変後の天順期に兵部尚書の重責を担った馬昂と陳汝言の二人を取り上げ、かれらの行蔵（出処進退）を考察することを通して天順政治裏面史の一斑を少しく描くことを目的とする。

馬昂と陳汝言は、相前後して兵部尚書に任用されたが、ともに知名度が低く、人物事典にその名を見いだすことは難しい。したがって、これまで二人を取り上げ、考察・検討した専論は、管見の範囲では知りえない。私がこの二人に関心を寄せるきっかけになったのは、英宗が復辟することになる奪門の変からそのときの功労者の一人であった司礼監太監曹吉祥が誅殺されることになる天順五年（一四六一）の首都騒乱に至る天順政治史を検討した際のことであった。このときの検討結果は、「天順五年の首都騒乱²⁾」という論題で付印したが、本稿はそれを承けて、そのときに関心を抱いた馬昂と陳汝言という二人の兵部尚書について、さらなる検討を加えてみたものである。

一 奪門の変とその首謀者たち

周知のように、モンゴルからの回鑾以後、南宮で軟禁同然の生活を送っていた上皇英宗のかつぎ出しを狙い、武力で南宮の門を壊して、英宗の復辟を成功させた、いわゆる奪門の変と呼ばれるクーデタは、景泰八年（一四五七）正月十七日に起きた。この出来事は、景泰政権の転覆、天順政権の成立という政治的大変動を生じさせた大事件で

あった。

その顛末については、拙著『モンゴルに拉致された中国皇帝 明英宗の数奇なる運命』⁽³⁾の中で詳しくふれたので、屋上屋を架することは避けるが、その首謀者は、武清侯石亨、総督の張軌・張輓、司礼監太監曹吉祥、左副都御史徐有貞たちであった。かれらは、景泰八年（一四五七）一月十六日の夜、宮城の諸門のかぎを掌握し、同夜、時が四鼓（午前二時）をつげた後、長安門を開いて一味の兵千人を城内に入れ、そのあとふたたび門を閉ざし、景泰帝派の反撃を阻止する態勢をとり、英宗が幽閉されている南宮の門を毀して英宗に拝謁した。英宗は、すぐに用意された輿に乗って、奉天門に入り、奉天殿の玉座に座るや、復位を宣した。クーデタは、こうしてあざやかに成功したのである。

それから四日後の二十一日、英宗は景泰八年を改めて、天順元年とした。

このクーデタは、それまでのそれぞれの立場を一変させた。事件関係者は、封爵や厚い恩賞に与かった。一方、景泰帝派の有力者たち、于謙・王文・陳循・商輅・王誠等数十人が逮捕され、錦衣衛の獄に下された。翌二十二日、于謙・王文・王誠等は殺され、家産は没収、子弟は辺境に流された。

政権を支える六部の尚書・侍郎の陣容は、一変した。病臥の景泰帝（二月一日、郕王に戻された）⁽⁴⁾は、西宮に幽閉され、二月十九日に薨去した。齡三十であった。戻と諡された。生前に建設していた寿陵は壊され、親王の礼をもつて、西山に葬られた。

奪門の変において中心的役割を果たしたのは、いかなる人々であったのか、以下かれらの伝記事項について簡単にふれておくことにする。

石亨は、渭南（陝西西安府）の人である。世職である寛河衛（京衛）の指揮僉事を継ぎ、正統の初めに都指揮僉事に昇進した。モンゴル軍を迎え撃つべき編制された英宗の親征軍が土木堡で覆滅し、未曾有の国難が生じると、兵部尚書于謙の推挙によって都督に任ぜられ、⁵ ついで武清伯となり、さらに武清侯に封ぜられた。景泰中には、太子太師を加えられ、于謙がそれまでの京営を改革して団營を設立すると、それを提督するに至った。英宗が復辟すると、その功は首とされ、忠国公に進爵された。⁶

張軫・張輓は、靖難の役において戦死した河間王張玉の子たちである。張玉は燕王（永楽帝）の拳兵に従い行動をとるが、建文二年（洪武三十三年、一四〇〇）十二月における東昌（山東）の戦いで戦死した。張玉が戦死すると、「勝ち負けは常の事にして計るに足らず。恨むは玉を失うことのみ。艱難の際、吾が良き輔けを失えり」と慨嘆したという。張玉には三子あり、その長子は英国公張輔、次子が張輓、三男が張軫であった。張輓は功臣の子であることをもって神策衛指揮使に任ぜられ、以後中軍都督府右都督に至り、景泰三年（一四五二）に太子太保を加えられ、奪門の変の功をもって文安伯に封ぜられた。天順六年（一四六二）に卒すると、文安侯に追贈せられ、忠僖と諡された。張軫は、永楽中、錦衣衛指揮僉事に任ぜられ、宣德帝の高煦の乱討伐軍にも加わり、以後功を積み、正統中には前軍都督府右都督に陞進した。奪門の変後は、太平侯に封ぜられ、天順二年（一四五八）に死去すると、裕国公に追贈され、勇襄と諡された。⁷

以上の石亨・張軫・張輓が武官であったのに対して、徐有貞は文官で、宣德八年癸丑科（一四三三）において第二甲、進士出身を賜っている。呉（南直隸蘇州府）の人で、天文・地理・兵法・水利・陰陽・方術に通じた。正統十二年（一四四七）、侍講に進められ、土木の変が起こると、星象を験して南遷論を唱え、その奇異なる説に批難の

声があがり、太監金英は叱り、胡濙・陳循は不可とし、そのあげく兵部侍郎于謙からは、「南遷を言う者は、斬るべきなり」とすごまれた。徐有貞は意気喪失し、かつ于謙を深く恨むようになった。于謙と対立した徐有貞がその後左副都御史に昇進したのは、治水の功によるものであった。景泰三年（一四五二）、右諭徳にうつると、左僉都御史に抜擢されて、治水工事を任された。その結果、張秋河の治水に尽力して工事を成し遂げ、広濟渠と通源閘を完成した。景泰七年（一四五六）における山東の大水に際しては、河堤の多くが決壊したが、徐有貞の築いたところは無事であったので、景泰帝に奨勞を加えられ、左副都御史に進んだ。その翌年、景泰帝の病氣に際し、石亨、張軹・張軫等とともに上皇英宗を迎えようと計画して、それが成功し、華蓋殿大学士となり、武功伯に封ぜられ、文淵閣の事を掌った。⁽⁸⁾

曹吉祥は、灤州（北直隸永平府）出身の宦官であった。正統中は、權勢を振るった太監王振に付して軍務に携わり、麓川、ウリヤンハイ（兀良哈）、鄧茂七の征討に従った。この間、勇猛の部将と兵士を自己の配下とし、その家に武器を蓄え、景泰中、団營が設立されると、これを掌り軍事的實權を掌握した。そして、石亨等と図って上皇英宗の復位を成功させると、司礼監太監となり、朝廷で絶大な權力を振るうに至った。⁽⁹⁾

景泰朝の權臣于謙等が処刑されたあと、右に述べた奪門功臣たちは、權勢をほしのままにすることになるが、とりわけ曹吉祥と石亨とは權勢盛んで、曹石と並称された。かれらの權力の基盤は中央軍を掌握していたところにあった。天順元年（一四五七）に団營が廃止されて三大營に復すると、『英宗實錄』天順元年四月癸丑の条に、

忠国公石亨・会昌侯孫繼宗に勅して五軍營を總管せしめ、太平侯軹・懷寧伯孫鏜に三千營を總管せしめ、安遠

侯柳溥・広寧侯劉安に神機營を総管せしめ、仍お太監曹吉祥・劉永誠・呉昱・王定に命じて、同に各營の軍務を理さめしむ。

とあり、当該時点における京營首腦の陣容は、

五軍營 忠国公石亨・会昌侯孫繼宗

三千營 太平侯張軌・懷寧伯孫鐘

神機營 安遠侯柳溥・広寧侯劉安

であり、この他に太監曹吉祥・劉永誠・呉昱・王定が提督内臣として配置された。

右に挙げた人物中、石亨・曹吉祥・張軌は奪門の変を主導した人々であることは、前述の通りであるが、同年(天順二年(一四五八))四月になると、曹吉祥の姪むすこにあたる曹欽が、張軌に代わって三千營を領することになった。『英

宗実録』天順二年夏四月甲子の条に、

昭武伯曹欽に命じて、同に三千等の營を督せしむ。時に太平侯張軌卒す。懷寧伯孫鐘、更めて武臣に命じて、同に操練せんことを乞う。兵部尚書馬昂、欽の名を薦む。名望素より著し。故に命じて之に副えしむ。

とあるように、太平侯張軌の死去によって、三千營を領する者が懷寧伯孫鏜一人になったので、その空席に曹欽が充てられたのであった。張軌が死去したのは、その年（天順二年（一四五八）三月十六日のこと）であった。その薨卒伝は、『英宗実録』天順二年三月癸卯（十六日）の条に載せられている。のちに石亨・曹吉祥の肅清に中心的役割を果たす李賢が書いた「太平侯贈裕国公諡勇襄張軌壙誌」（『国朝献徵録』卷八）に、

是の年冬、公上疏して曰く、臣、犬馬の年六十有五にして筋力日々に衰う。兵柄を解かれ、晩節を全うせんことを乞う。と。上、公に倚み、允さず。

とあるのによれば、その前年から骸骨を乞うていたが、許されずにいた。ところが、年が明けると、病を発症した。英宗は御医に命じて往診をさせ、中貴人を派遣して薬餌を運ばせたが、薬石の効無く、三月十六日に死去した。その訃音が上聞されると、英宗は素服に着替え一日朝を輟めた。¹⁰

張軌の卒後、その後任として、曹欽が三千營を領するようになったのは、さきに述べたように、四月甲子すなわち七日のことであった。この後任人事に関して、懷寧伯孫鏜が発議し、兵部尚書馬昂が曹欽の名を出して決定をみたことになっているが、このような人事が推進されたのは、曹吉祥と姪曹欽の意を受けてのことであろう。曹吉祥には、姪として曹欽・曹鐸・曹睿等がいたが、その中で曹欽が嗣子となっていた。¹¹その曹欽は天順元年（一四五七）正月、奪門の功をもって、錦衣衛指揮僉事から後軍都督同知に任ぜられ、翌三月には左都督に陞進した。¹²しかしながら、それから五ヶ月が過ぎた同年八月には、曹欽は、

臣が父太監曹吉祥は管操せり。臣の管操せし所の遊撃營を辞し、只父に従いて操練せんことを乞う。⁽¹³⁾

と上奏し、左都督として遊撃營を管操することよりも、四月に新人事が発令された三大營に加わることを希望している。英宗はこれを許さなかったが、十二月にはかかる曹欽に対して昭武伯に封じて報いている。『英宗実録』天順元年十二月壬辰の条によれば、

太監曹吉祥が嗣子左都督欽を封じて昭武伯と為し、子孫世襲し、三代に追封せしむ。本身は二死を免じ、子孫は一死を免じ、誥券を給す。迎復の功有るを以てなり。

とあり、昭武伯という爵号は子孫が代々世襲であり、かつ先祖三代にも追封され、曹欽自身は二死を免ぜられ、子孫は一死を免ぜられるという厚遇ぶりであった。封爵に伴う経済的恩恵たる禄米についてみれば、毎年一千二百石が支給され、その内の四百石は折色で手当されるというものであった。⁽¹⁴⁾曹欽に対す封爵は、いみじくも『明史紀事本末』卷三十六、曹石之變の中に、

時に吉祥は已に司礼監に晋み、姪欽は昭武伯に封ぜられ、鐸・鉉・叡は皆都督なり。此れ内臣の子弟の封爵の始めなり。

とあるように、前例のない異数のことであつた。そのような厚遇を受けながら、曹欽は封爵されてわずか九日後には、ふたたび遊撃營を領することを辞めたいと上奏したため、英宗も仕方なく裁可した。今回の辞職理由は、『英宗実録』天順元年十二月庚子の条に、

昭武伯曹欽、孱弱なることを自陳し、邀撃等の營の官軍を領することを罷めんことを乞う。之を許す。

とあるのによれば、理由として「孱弱」であることを挙げてゐる。「孱弱」とは、やせてかよわいことを意味する。身体的健康的に弱質であることが辞職を願う理由として持ち出されれば、英宗としても認めざるをえなかつたであらう。

有能な指揮官の要件とは、甚だしい肉体的困苦にも耐えさせ、大いなる危険に直面しても心の平静を保たせ、また会戦における凄まじい印象に接しても判断を誤ることのない、戦争に慣熟するということにあつたとすれば、曹欽が自陳するような「孱弱」なるものは、指揮官としては全く不向きであり、むしろ落第であつた。

無論、「孱弱」なることは、辞職せんがための口実にすぎなかつたであらう。なぜならば「孱弱」なることが事実であるならば、張軌の後任として、兵部尚書馬昂から三千營に推薦されたときも、すみやかに辞退したことであらう。しかしながら、辞退しなかつた。そのことを、前引の「臣が父太監曹吉祥は管操せり。臣の管操せし所の遊撃營を辞し、只父に従いて操練せんことを乞う」という上奏と併せて考えると、単なる遊撃營の管操から、三大營を節制することによって明朝国軍の軍事権を掌握しようとした野心が透けてみえる。曹吉祥は提督内臣として、そ

の姪であると同時に嗣子である曹欽が三大營を管操することによって、曹吉祥・曹欽父子の、ひいては奮門勢力の軍事的基盤をより一層強化しようとしたものと思われる。

二 馬昂の兵部尚書任用とその陞転

それでは、兵部尚書の馬昂は、かかる曹欽を張軌の後任として推薦することが、どのような結果をもたらすかを全く計量できずに、ただ純粋に曹欽を推したのであろうか。

馬昂の推薦によって、曹欽が張軌の後任が決定したのは、前述のように、天順二年（一四五八）夏四月甲子、すなわち七日のことであった。その推薦者たる馬昂が兵部尚書に任ぜられたのは、これよりさきの二月癸巳（四日）のことで、それは、先任の兵部尚書であった陳汝言が六科十三道の給事中・御史の弾劾によって下獄したので、その後任としてのことであった。陳汝言が受けた弾劾の内容については、次章にてふれるが、収賄が弾劾され¹⁵のは、天順二年（一四五八）春正月二日のことであった。

陳汝言の下獄によって員欠（空席）となった兵部尚書になったのが馬昂であった。馬昂が兵部尚書に任用されるに至った事情については、『英宗実録』天順二年二月癸巳の条に、

都察院左都御史馬昂を改めて兵部尚書と為す。是より先、上、内閣臣李賢に問う、兵部に任すべき者は誰ぞ、と。賢、都御史馬昂・寇深を以て対う。已にして、復た吏部等の衙門の堂上官に命じて推挙せしむ。亦、二人

の名を擬^くべて進む。遂に昂を以て之を為さしむ。

とあり、閣臣の李賢が英宗から兵部尚書にふさわしい人物を問われて推薦したことが大きい。そのとき、李賢が推薦したのは、馬昂と寇深の二人であった。英宗は、さらに吏部等の衙門の堂上官に推挙を命じたところ、李賢の場合同じく、この二人の名が捧呈されてきた。そこで、その上奏結果を踏まえて、英宗は馬昂を兵部尚書に任用したのである。このように衆目の一致をみた兵部尚書任用の事情を勘案すると、馬昂は決して凡庸な官僚ではなかったであろう。

かかる馬昂が、張軌の後任に曹欽を推したのは、兵部尚書に着任して早々のことであつたため、曹吉祥・曹欽父子のかかる野心が見抜けなかつたのであろうか。いや、馬昂は、そのような間抜けな人物ではなかつたであらう。馬昂の前職は、中央の行政や百官の監察にあたる都察院のトップたる左都御史であつたのである。

それにもかかわらず、馬昂は、張軌の後任として、曹欽を「名望素より著し」なる理由をもって推薦した。それは、真に心から、曹欽が力量からみても最適任とみなしての推薦であつたのであろうか。そのような疑問を抱かざるをえないのは、身体的健康的に「孱弱」なることを理由に遊撃營の管操を辞職した人を、三大營の後任人事に推薦することに論理的矛盾を感じるからである。「孱弱」なることを表の理由として辞職した人を推薦することは、きわめて不適切な人事案といわざるをえないのである。しかしながら、奪門功次としては太監中随一で、今や朝廷内で絶大な権力を振るう曹吉祥の裏工作があつたとしたら、意に染まなくても、それに従わざるをえなかつたであらう。名望すなわち名誉と人望を兼ねた人物であるというきわめて主観的な理由をもって推薦したのは、右に述べたよう

な裏事情が、そこに介在したためではないかと想定しても、あながち牽強付会な推論ではないであろう。

馬昂の生前の行状については、劉翊の手になる「資徳大夫正治上卿太子少保戸部尚書贈少保諡恭襄馬公昂墓誌」〔国朝献徴録〕卷二八に記されている。それによると、

公は諱昂、字景高、姓馬氏、其の先は河南祥符の人、後ち籍を河間の滄州に移す。大父は諱才興、考は諱欽、公の貴なるを以て、資善大夫都察院左都御史を累贈せらる。祖妣は楊、妣は秦、夫人を贈せる。公は永樂癸卯、郷試に中試し、明年会試に下第し、国子監に入る。宣徳丙午儀容俊偉にして聲音宏亮なるを以て、行在鴻臚寺序班を授けらる。正統丁巳、廷臣の薦めを用って監察御史に陞せらる。命を奉じて宣府大同偏頭関の兵備を整飭し、及び陝西淮揚徽州等処を巡按し、至る所に声有り。

とあり、永樂二十一年（一四二三）の郷試に合格したものの、翌年（二四二四）の会試では下第したのであった。会試に及第した郷試合格者（挙人）たちは、中式挙人と呼ばれ、さらに殿試の試験に臨み進士となる。そのときの成績によって第一甲、第二甲、第三甲に分かれる。第一甲三人は進士及第、第二甲は進士出身、第三甲は同進士出身と称された。殿試の席次を示すその名称は、第一甲の三人、すなわち状元・榜眼・探花の称号と共に、科挙官僚に終生つきまとった。

一方、会試で落第した挙人は、合格に準ずる資格を与えられ、副榜挙人あるいは乙榜挙人と呼ばれ、彼等は地方儒学への任用の途があった。ただ、副榜挙人のうち、年齢が三十歳未満でそれを希望しない者は国子監に入学し、

科挙への再挑戦の機会が与えられた。国子監への入学を希望しない者は、地方儒学へ任用されたのである。¹⁶⁾

永樂二十二年甲辰科（一四二四）の会試において不合格となった馬昂は、そうした副榜（乙榜）挙人の制度を利用して国子監に入学した。前引劉翊撰の馬昂墓誌には、馬昂の生没年を示す記述はないが、

致仕太子少保戸部尚書馬昂卒す。昂は字志高、直隸滄州の人。挙人に由りて国監に入り、鴻臚寺序班に選授せらる。

という文言に始まる『憲宗実録』成化十二年五月庚午の条掲出の馬昂卒伝には、

卒年七十八。訃聞するや、葬祭を賜い、少保を贈り、恭襄と諡す。

とその卒年を七十八としている。成化十二年（一四七六）に七十八歳で死去とすると、その生年は建文元年（一三九九）、郷試に合格したのは二十五歳、そして会試に下第したのが二十六歳ということになる。会試に下第し、殿試の試験に進めなかった馬昂は捲土重来を期して、三十歳未満のものは国子監に入学出来るといふ制度の下、それを希望して国子監に入学したのであった。しかしながら、次回の科挙である宣徳二年（一四二七）の丁未科を待たずして、その前年の宣徳元年（一四二六）に、劉翊撰の馬昂墓誌に記されているように「儀容俊偉・声音宏亮なるを以て」一行在鴻臚寺序班を授けられたのを機に官途に就いた。これを振り出しに馬昂の官界生活が始まった。なぜ宣

徳二年（二四二七）の会試を再受験することなく従九品という最も官品が低い行在鴻臚寺序班に就いたのか、その事情は知りえないが、馬昂は以後、目覚ましく累進していき、天順二年（二四五八）には兵部尚書に陞進した。

馬昂のこのような栄進を『国朝献徴録』巻一一七に収録する「曹吉祥伝」では、

昂、拳人を由る。吉祥に付し薦進せらる。遂に亦た欽を薦めて大營の禁兵を管せしむ。

とし、曹吉祥の引きで陞転し、曹欽を三大營に推挙したのは、その恩返しとみなしている。このような見方は、張萱の『西園聞見録』巻一〇二、内臣下においても取られているが、曹吉祥の当時の威勢を勘案すれば、かかる見方も根拠のないことではない。『明史』巻三〇三、曹吉祥伝には、

門下廝養の官を冒す者多く千百人に至る。朝士、亦た依付し進を希う者有り、權勢、石亨と埒ひとし。時に曹・石と並稱す。

とあり、今を時めく曹吉祥に頼んで栄達を願う者は少なくなかったのである。その一方で、曹吉祥もそれらの要望に応じて動き回った。当然、そこには金銭の授受が介在した。前述の『国朝献徴録』収録の「曹吉祥伝」には、

吉祥の至はなはだしく文武の臣僚を薦むるは、輒ち金銭を受くればなり。

とあり、また同じく卷一〇に収載する「昭武伯曹欽」にも、

至しく文武の臣僚を薦むるは、輒ち金銭を受くればなり。

とほぼ同文がみえるけれども、多くの文武官僚が賄賂を贈って、陞進の助けを得ていたというのである。「曹吉祥伝」や『西園聞見録』に記載されているように、馬昂もそのような不正を方法で陞進したかどうかは、その確たる証拠があるわけではないが、曹欽を三大營に推薦したことは、馬昂もまた曹吉祥人脈につながる人物であったとみなされていたということの意味する。

前引の馬昂墓誌に、「正統丁巳、廷臣の薦めを用って監察御史に陞せらる」とある。正統丁巳、すなわち正統二年（一四三七）に、馬昂が行在鴻臚寺序班から監察御史に陞転するにあたり、それを推挙した廷臣がだれを指しているかは不明である。けれども、兵部尚書任用にあたってそれを推薦したのは曹吉祥ではなかった。それが李賢であったことは前述の通りである。

英宗復辟を成功させた奪門の変から天順五年（一四六二）の首都騒乱、すなわち曹欽の乱に至る天順期の盤根錯節した政治混乱を引き起こしたのは、第一には奪門勢力同士の権力争い、さらには奪門勢力と文臣官僚の対立抗争が挙げられ、さらには英宗の無定見ぶりも、それにより一層の拍車をかけた側面がある。¹⁷ そうした政治状況にあつて、李賢と曹吉祥は、激しく対立し、鬩ぎ合う関係にあつた。馬昂が曹吉祥人脈として色濃く染まった人物であれば、国防の重責を担う兵部尚書に推挙したとは考えられない。

官僚としては従九品の行在鴻臚寺序班という最も官品が低い官職から出発した馬昂が、いくら豊かな才質をもっていたとしても、兵部尚書に上り詰めるまでには、有力者の引きが無ければ、数多い官人の中に埋もれてしまつたであろう。したがつて、馬昂が陞進するにあたり、曹吉祥の引きを蒙つたことが一度や二度あつたであろうことは否定できないが、それがすべてであつたわけではない。曹欽を三千營に推薦した一件は、曹吉祥や曹欽から頼まれて、それを断り切れずに推挙したものであろう。先述の馬昂卒伝〔憲宗実録〕成化十二年五月庚午の条〕には、馬昂の政治姿勢について、

凡そ事権倖に関うれば、則ち委曲して随徇す。惟だ、一人の意を拂うを恐るればなり。然れども亦た重きを持つて撓まず。其の容氣を觀る者、或は亦た以て其の心を折伏するに足る。

と述べている。持重、つまり正しい道理を守る馬昂といえ、当時、司令監太監として絶大な権力を振るひ、提督内臣として軍事も掌握した太監曹吉祥の権勢の下では、曹吉祥の申し出に對して、委曲随徇とあるごとく、相手にすべてまかせて従うざるをえなかつたのであろう。

いささか余談になるが、『平家物語』卷一の、

祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり。沙羅双樹の花の色、盛者必衰のことをあらはす。奢れる人も久しからず、唯春の夜の夢のごとし。たけき者も遂にはほろびぬ、偏へに風の前の塵に同じ。

に始まるこの書き出しはすこぶる著名で、よく知られている。その後に続くのは、冒頭部分に比べれば、あまり人口に膾炙していかないけれども、

遠く異朝をとぶらへば、秦の趙高、漢の王莽、梁の周伊、唐の祿山、是等は皆旧主先皇の政にも従はず、樂しみをさわめ、諫をも思ひ入れず、天下の乱れんむ事をさとらずして、民間の愁ふる所を知らざッしかば、久しからずして、亡じにし者どもなり。(梶原正昭・山下宏明校注『平家物語上』新日本古典文学大系四四、岩波書店、一九九一年)。

と中国歴史上の人物が列記されている。ここに挙げられている秦の趙高、漢の王莽、梁の周伊、唐の安祿山はいずれも王朝を危うくし、悲惨な末期を迎えた人々である。奪門の変後、権勢を振るった曹吉祥・曹欽父子もまたかれらと同様、悲惨な末期であった。反乱を起こした曹欽は天順五年(一四六二)七月二日に敗死し、曹吉祥は捕らえられて獄に下され、誅殺された。京営を管操して軍事的基盤を強化したかれらが、数年後には淪落するに至る過程とその政治的背景については、別の機会にやや詳しく考察したが、¹⁸⁾馬昂は曹吉祥・曹欽父子とともに淪落することはなかった。

曹吉祥・曹欽父子が悲惨な死を遂げたあとも兵部尚書に在任し、天順八年(一四六四)八月には、兵部尚書から戸部尚書に陞転した。その人事については、『憲宗実録』天順八年八月辛卯の条に、

兵部尚書馬昂を戸部に調し、総督漕運左副都御史王竑を召して兵部尚書と為し、巡撫官府右副都御史李秉を左都御史と為す。

とあり、馬昂の転出に伴い兵部尚書の後任として任用されたのは、総督漕運左副都御史の王竑であった。兵部尚書から戸部尚書への転出が陞転であるといえるのは、六部の序列が吏部・戸部・礼部・兵部・刑部・工部の順であるからである。六部内部の序列で、四番目の兵部尚書から吏部に次ぐ二番目に位置する戸部尚書へ、馬昂が陞進したのは英宗天順帝が崩御し、憲宗による成化政権が発足して、七ヶ月が過ぎたときであった。このとき、すでに齢六十六となっていた。それもあつてか、翌年十二月には、骸骨を乞うている。前引の『憲宗実録』成化元年十二月丙申の条に、

太子少保戸部尚書馬昂、災異あるを以て奏し、休致せんことを乞うも、許されず。

とあり、戸部尚書に就任して半年余り経ったとき、退休せんことを奏上したのである。このとき災異が起きたことを退休の名目としたが、憲宗は認めなかった。

つぎに骸骨を乞うたのは、成化三年（一四六七）秋七月のことであった。このときの致仕願いは馬昂単独ではなく、多くの尚書と侍郎と轡をならべてのことであった。このとき致仕を乞うた人々とその理由については、同実録、成化三年秋七月乙酉の条に、

礼部尚書姚夔、災異を以て奏して致仕せんことを乞う。上曰く、卿は謹慎にして老成し、典礼に明るし。朕方に倚任し告間を允さず、と。太子少保戸部尚書馬昂・提督京儲戸部尚書張睿俱に災変を以て致仕せんことを乞う。上、昂等の歴練老成なるも精力未だ衰えざるを以て其の辞を允さず。時に吏部左侍郎崔恭・戸部左侍郎楊鼎・礼部左侍郎鄒榦・掌光祿寺事礼部右侍郎李春・掌太常寺事礼部左侍郎李希安・太常寺卿万祺亦た奏して致仕せんことを乞う。皆な允されず。

とある。致仕せんことを上奏したのは、礼部尚書姚夔の他、合わせて九人に上った。吏部左侍郎崔恭等部院侍郎たちの辞意表明の理由が記されていないが、礼部尚書姚夔や戸部尚書馬昂等と同じく災異・災変の故とみなしても大過ないであろう。

またび骸骨を乞うたのは、翌成化四年（二四六八）三月のことであった。このときも許可されなかった。¹⁹それからまたわずか四カ月の日子が経ただけにすぎない成化四年（二四六八）秋七月にまたしても罷めんことを乞うた。それもまたこれまでと同様、許されなかったが、このときの致仕の請願は、同右書、成化四年秋七月己巳の条に、

太子少保戸部尚書馬昂、罷めんことを乞うも許されず。時に六科給事中魏元・十三道監察御史胡深等言らく、大行慈懿皇太后崩するや、勅して多官をして陵廟之事を會議せしむ。昂、事難処に有るに因り、当日病に託けて朝せず、却って部に在りて管事す。

と弾劾されたのを受けてのことであつたが、それでも憲宗は馬昂を手放さなかつたのである。辞意が認められたのは、その二ヵ月後の九月のことで、このときも、同実録、成化四年九月辛酉の条に、

戸部尚書馬昂、致仕せんことを乞う。之を許す。昂、科道の論ずる所と為り、再び疏し以て請う。上、其の旧臣なるを以て之を慰め去らしむ。

とあるように、科道官の弾劾に曝された。そのため馬昂は致仕を願ひ、ようやくしてそれが認められたのである。このとき齡七十、古稀を迎えた年であつた。その卒年は、さきにふれたように成化十二年（一四七六）、七十八歳であつた。

これまで述べてきたように、馬昂は、会試において下第し、国子監の監生になつたものの、ついに進士の称号を保持しえなかつた。それでも、初職として行在臚寺卿に任用されて官界に乗り出すと、最終官職として太子少保戸部尚書にまで上り詰めた。このようなキャリアを積み上げることが出来たのは、その人となりが大きく関わつていように思われる。前引『憲宗実録』成化十二年五月庚午の条にみえる馬昂卒伝によると、

昂は儀表魁碩にして天性孝友たり。自ら儉約を奉り、官に居りては才幹有り。事に遇えば敢えて為さんとす。但だ頗る智に任せ、数々時勢を観る。

と記されており、馬昂には才幹があり、事に当たっては果敢さがある一方、機を窺う慎重さも持ち合わせていた。そうしたたたかな性格が、馬昂を枢要な地位に押し上げ、兵部尚書在任七年、戸部尚書在任五年の十二年の長きに亘って槐門棘路の地位に留めたのではなからうか。

三 陳汝言の兵部尚書任用とその獄死

それに比べて、馬昂の前任の兵部尚書陳汝言の在任期間は、極めて短かった。就任は、天順元年（二四五七）六月十六日、²⁰退任はその翌年の正月二日のことであった。わずかに半年のことであった。それは、この日に、六科十三道の給事中・御史が章を合して、陳汝言を弾劾したからである。弾劾の内容は多岐に亘っており、要約すれば、

①寵を待んで儉邪であり、朝政を紊乱したこと、

②総兵等官の楊能・石彪・李文・沐璘・胡誌・王楨・杜忠・曹安・宗勝・周賢・袁勝・石端・胡鏞・趙宣等の賄賂を受け、その数量は計り知れないこと、

③弟の琰と理を勝手に調用して功次がないにもかかわらず、鎮撫に冒陞させ、腹心の都指揮盧旺とともに、賄賂を受け取る窓口とさせたこと、

④駙馬都尉の邸宅に僭居したのみならず、家屋を造るのに軍匠千余人を私役したこと、等の事項に及び、それらを挙げて弾劾したのである。

これを受けて、英宗は文武の群臣に指示し、弾劾内容を精査させた。その結果、陳汝言及び盧旺は当に斬るべし、

陳琰・陳理は革職、楊能等は当に究治すべしと覆奏した。これに対して、英宗が下した最終処分は、陳汝言及び陳琰・陳理は禁錮、盧旺は死罪を宥して充軍、楊能・石彪等は真実を述べて罪に服したので、しばらくはこれを宥して勅を下して再犯を戒めるにとどめた。²¹⁾

かくして兵部尚書陳汝言は錦衣衛獄に下された。科道官たちから、かかる厳しい弾劾を受けた陳汝言とは、どのような経歴の人であったのであろうか。陳汝言の列伝は、『明史』にはない。しかしながら、正統七年壬戌科（一四四二）において合格しているので、『正統七年進士登科録』にその家状が載せられている（付図）。

これによると、陳汝言は北直隸潼関衛官籍の人で、字は訥之、三十七歳であった。これから逆算すると、その生年は永樂二年（一四〇四）となる。曾祖父の名は宗虞、祖父は興、元朝の宛平県達魯花赤であったという。父は純、母は馬氏。永感とあるから、このとき、すでに祖父母・父母とも死去していた。兄弟は兄に圻。弟に琰と理がいた。かれらが、前述の陳汝言弾劾の項目の中で、③「弟の琰と理を勝手に調用して功次がないにもかかわらず、鎮撫に冒置させた」とある弟二人である。先妻は錢氏、継室呉氏。陳汝言は、国子監生を経て、陝西郷試においては第三名、会試においては第六十一名、殿試において、三甲九十六名中、八十二名の成績で正統七年壬戌科（一四四二）に合格した。進士の成績は、このように孫山（一番ピリの成績）に近かった。それにもかかわらず、陳汝言が兵部尚書にまで上り詰めることが出来たのは、『英宗実録』天順元年正月乙酉の条に、

礼部祠祭郎中蕭聰を陞して本部右侍郎と為し、戸部江西司署郎中陳汝言を本部右侍郎と為す。俱に総兵官石亨等に従い、駕を南城に迎むるを以てなり。

とあり、さらに同月辛卯の条には、

工部左侍郎趙栄を陞して本部尚書と為し、戸部浙江司員外郎劉本道を本部右侍郎と為し、工部屯田司主事呉復を通政司右通政と為し、柴炭を專管せしめ、戸部右侍郎陳汝言を調して兵部右侍郎と為す。俱に太監吉祥等、之を薦むるなり。

とあるように奪門の変に際会したことが大きかった。陳汝言は、奪門の変後に行われた論功行賞を軸とした大規模な人事において、戸部江西司署郎中から戸部右侍郎へ、戸部右侍郎から兵部右侍郎へと短期間に累進・累遷していった。乙酉は二十日、辛卯は二十六日であるから、一週間足らずして、戸部江西司署郎中（郎中は正五品）から兵部右侍郎（正三品）に駆け上がったことになる。両方の人事記事に石亨と曹吉祥の名があるように、二人の推薦によって、かかる累進をえたのであった。このような陳汝言の累進・累遷について、『国朝献徴録』卷三八掲出の無名氏撰「兵部尚書陳汝言伝」には、

時に石亨、于謙を殺すや、初めて志を得、汝言、之に諂附し、遂に兵部右侍郎に遷り、尚書に進む。

とあり、石亨に媚び諂ったからであるとしている。

陳汝言が兵部尚書に任用されたのは、前述のように、天順元年（一四五七）六月十六日のことで、『英宗実録』天

順元年六月戊申の条に、

兵部右侍郎陳汝言を陞して本部尚書と為し、吏部驗封司郎中郝璜を兵部右侍郎と為す。忠国公石亨の薦めに従うなり。

とある。この陞進もまた石亨の後押しの結果であった。ところが、翰林院修撰で、内閣大学士を兼ねた岳正は、陳汝言の兵部尚書への陞格を上奏して批判した。この上奏文の中で、岳正は、石亨がまさに「不軌」をなさんとしていること、陳汝言を兵部尚書とすべきでないこと、獄に繋がれている徐有貞を復用すべきこと等を主張した。²²⁾英宗に向かつて、このような過激な発言をした岳正は、正統十三年戊辰科(二四八八)において会試第一、殿試第三名であったが、石亨等を批判した結果、同年七月、広東欽州同知に謫任された。²³⁾

石亨や陳汝言を批判した岳正は、広東欽州同知への遷謫で終わりを告げたわけではなかった。さらに追い打ちをかけられた。同年九月のことである。陝西肅州衛鎮夷千戸所の軍に謫戍された。衛所における最下層の位置に落とされたのである。このような憂き目にあったのは、陳汝言の報復であった。陳汝言の兵部尚書陞進に反対した岳正への仕返しであった。陳汝言は、校尉に岳正が公主の田を奪ったと密告させたのである。これによって錦衣衛獄に下されて、拷問が加えられたあげく、肅州衛鎮夷千戸所の軍に落とされたのである。²⁴⁾

陳汝言の運命が暗転したのは、天順二年(二四五八)春正月二日のことであった。前述したように、六科十三道の給事中・御史に、総兵等官の楊能・石彪・李文・沐璘・胡誌・王楨・杜忠・曹安・宗勝・周賢・袁勝・石端・胡

鋪・趙宣等から賄賂を受け取ったと弾劾された(②参照)が、これが契機になって、収賄について夥しい弾劾・暴露がなされた。陳汝言が弾劾された収賄事件を『英宗実録』から拾い出すと、次のごとくである。

掲載日時

贈賄者

天順二年二月戊戌の条

都督僉事林宏、都指揮使湛清・陳善・朱傑、都指揮僉事李武・王信、指揮同知凌

錦

四月己未の条

鎮守古北都指揮僉事陳亮

五月乙未の条

鞏昌衛指揮使种泰

辛亥の条

浙江都指揮使余春、都指揮同知金能

六月辛酉の条

鎮守延安内官王春、都督王禎、寧夏參將馬讓、宣府都督張林

辛巳の条

陝西都指揮同知陳傑、署都指揮僉事单広

七月庚寅の条

陝西守備孤山堡都指揮同知楊政

己亥の条

広東帶俸都指揮使干羽

八月己未の条

雲南都指揮同知高遠

甲戌の条

都督杜忠

十二月乙亥の条

鎮守寧夏都督僉事馬讓の子隆

三年三月丙申の条

四川都指揮僉事吳栄

五月辛丑の条

河南衛都指揮僉事陳昇

五年四月己亥の条

浙江都司署都指揮僉事臧寧

贈賄の状況をみると、前述の②に挙げられた事例にとどまるものではなかったことが知られる。陳汝言が下獄したとき、その家財は没収されることになるけれども、居宅の廡下（のきした）には金帛他貨數十百万が積み上げられていたといわれている⁽²⁵⁾。

それではなぜ陳汝言は、兵部尚書在任半年にして、弾劾を受けたのであろうか。

そもそも言路の官の弾劾は、使命感なのか、それとも権力闘争の発露なのか、ともかくもさまざまの面があるけれども、今言及している陳汝言に対する弾劾の場合は、石亨・曹吉祥等の奪門勢力と文臣官僚勢力との対立抗争の構図と無関係の出来事ではなかった。文臣官僚勢力が石亨追い落としを遠謀深慮してのことであった。石亨を直接批判すれば、石亨の巻き返しに遇う可能性なしとはしないので、石亨の後押しで兵部尚書に陞進した陳汝言を弾劾することによって、石亨とその従子である石彪を間接的に批判する手法をとったのである。贈賄側の一人として、石彪の名があるが、これは決してその他大勢の一人であったというわけでない。本當の狙いは、石彪、ひいては石亨にあった。かかる狙いをもった天順二年（一四五八）春正月二日における六科十三道の給事中・御史による陳汝言弾劾は、結果としては、さきにふれたように、陳汝言とその弟の陳琰・陳理は禁錮、盧旺は死罪を着して充軍、楊能・石彪等は眞実を述べて罪に服したので、しばらくはこれを宥すということになり、石彪はからくも連座するのを免れた。

だがしかし、その半年後、すなわち天順二年（一四五八）秋七月、六科給事中は、直接石彪を弾劾した。定遠伯

石彪は、わずかな功績でもって大官を超列したが、疎庸にして礼ならざるものがあると劾奏したのである。六科給事中のこの弾劾がなされると、十三道監察御史もまたそれに続けて糾劾した。しかしながら、英宗は、石彪をして「改過自新」せしめるといふ条件で石彪を宥した。²⁶六科給事中・十三道監察御史の劾奏は、却下されたのである。結果的には不首尾に終わったものの、これは、公然たる石彪弾劾の始まりであった。それが石亨の淪落の始まりでもあったが、その最初は石亨が後押しした陳汝言を弾劾するという意外な形で幕が切つて落とされたのであった。²⁷石亨淪落のきっかけを作るといふ負の役割を担った陳汝言は、石亨は獄死、曹吉祥は誅殺されたあとも獄中で過し、その間恩赦を冀いながら、天順五年（一四六二）十二月二十二日、ついに瘦死した。『英宗実録』に載せられた卒伝では、その人物像を「人と為りは險譎にして口弁有り、姦偽鄙褻の之を為ざるは無し」とし、酷評されている。陳汝言の獄死が伝わると、天下で快と称しなかつたものはいなかつたという。²⁸陳汝言が汚名を負うてこの世を去つたのは、五十七歳のときのことであった。

おわりに

陳汝言と馬昂が兵部尚書に在任した天順の御世は、繁劇紛擾な時代であった。その源は土木の変によって英宗がモンゴル軍に捕囚されたことにある。それによって景泰政權が樹立されて以後、奪門の変・曹欽の乱と混乱した相対的に不安定な政治状況に覆われた。あまりの多くの官僚・武臣等の血が流された。こうした奪門の変から曹欽の乱へ至る政治闘争期に、陳汝言と馬昂は相継いで兵部尚書に任用された。その任用も政治闘争の所産としての人

事であり、陳汝言は殿試の試験では孫山に近い成績ながら兵部尚書に、馬昂は会試に落ちて、監生のときにえた鴻臚寺序班から累遷して兵部尚書に就任した。ちなみに、陳汝言が進士になったときの第一甲三名とは劉儼、呂原、黄諫である。かれらの最終官職をみると、状元の劉儼は太常寺少卿兼翰林侍読、榜眼の呂原は翰林院学士、探花の黄諫は翰林院学士に進むも広州府判に謫されている²⁹⁾。これをみれば最後は獄死したとはいえ、殿試の成績の振るわなかつた陳汝言の兵部尚書就任は、異例の累遷の部類に入るであろう。陳汝言のそうした果報も果報負けも、政治党争が尖锐化した時代に生きたことによってもたらされた。そうした天順期の苛烈な時代に生きて、ともに兵部尚書に任用された陳汝言と馬昂との間では、その後の人生において、なぜ鮮やかなほど明暗が分かれたのであろうか。それはその人の人となり、人間関係、政治信条等、多くの要因が複合的に絡んだ結果であろうが、そこにまで踏み込むには紙幅の余裕がない。本稿においては、陳汝言と馬昂の生涯を素描しただけで満足し、一旦擱筆することにする。

註

- (1) 「逆取順守」という用語は、漢の高祖に仕えた政治家陸賈の言葉で、『史記』卷九十七、陸賈列伝、『漢書』卷四十三、陸賈列伝にあるが、その他『旧唐書』卷二十下、哀帝本紀をはじめ、正史の中に頻出する。
- (2) 拙稿「天順五年の首都騒乱」『中央大学文学部紀要』史学第五号、二〇一〇年。
- (3) 拙著『モンゴルに拉致された中国皇帝 明英宗の数奇なる運命』研文出版、二〇〇三年。
- (4) 同右書、二〇四—二〇六頁。
- (5) 土木の変以後、石亨が表舞台に再登場した経緯については、拙稿「ふたたびの「兵戈槍攘」について」『中央大学アジア研究』第三九号、二〇一五年、六四—六六頁参照。

- (6) 『明史』卷一七三、石亨伝。
- (7) 同右書、卷一四五、張軹伝、張軹伝。
- (8) 同右書、卷一七一、徐有貞伝。
- (9) 同右書、卷三〇四、曹吉祥伝。
- (10) 「太平侯贈裕国公諡勇襄張軹壙誌」、『英宗実録』天順二年三月癸卯の条、参照。
- (11) 『英宗実録』天順元年正月丁亥の条。
- (12) 同右書、天順元年三月辛巳の条。
- (13) 同右書、天順元年八月甲辰の条。
- (14) 同右書、天順元年十二月丁酉の条。
- (15) 同右書、天順二年春正月辛酉の条。
- (16) 副榜拳人その後の存在形態については、渡昌弘「明代国子監入学者の一検討」『東北大学東洋史論集』第二二輯、二〇一六年、三二四—三三〇頁に詳しい。
- (17) 前掲拙稿「天順五年の首都騒乱」参照。
- (18) 同右。
- (19) 『憲宗実録』成化四年三月己巳の条。
- (20) 『英宗実録』天順元年六月戊申の条。
- (21) 同右、天順二年春正月辛酉の条。
- (22) 同右、天順元年秋七月辛未の条。
- (23) 岳正に対する処分は、かれ一人にとどまらず、姻戚にも及び、大理寺右少卿翟敬は南京大理寺に、戸部福建司主事宋璽は福建延平府通判に左遷された。しかしながら、翟敬が南京に留まることができたのは、石亨に諂い求めたためであると言われている。『英宗実録』天順元年八月己亥の条、参照。
- (24) 『英宗実録』天順元年九月庚寅の条、ならびに『憲宗実録』成化五年閏二月己巳の条に載せる岳正の薨卒伝を参照。
- (25) 『国朝献徴録』卷三八、兵部尚書陳汝言伝。

(26) 『英宗実録』天順二年秋七月辛卯の条。

(27) 以後の展開については、前掲拙稿「天順五年の首都騒乱」参照。

(28) 『英宗実録』天順五年十二月戊子の条。

(29) いずれも『明人伝記資料索引』国立中央図書館編印、一九六五年に拠る。

【付図】『正統七年進士登科録』陳汝言の項

陳汝言

貫直隸潼關衛官箠箱

國子生

治春秋字訥之行二年三十七三月初二日生

曾祖宗虞

祖興

元宛平縣達魯花赤父純

母馬氏

永感下

兄玘

弟琰

理

娶錢氏

繼室吳氏

陝西鄉試第三名

會試第六十一名

貫直隸真定府冀州南宮縣民籍 縣學生

白圭

治易經字宗玉行三年二十四月二十九日生

曾祖文舉

祖進忠

父友諒

母郭氏 繼母何氏

具慶下

兄欽

瑋

弟瑄

玠

娶秦氏

順天府鄉試第四六名

會試第四名